

豊後大野市移住者店舗等開設支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、県外からの移住者及び移住予定者が市内で生計を維持するために行う店舗等の開設に必要な費用を支援することで、地域の新たな需要の掘り起こしと雇用の創出及び定住の促進を図ることを目的とし、予算の範囲内において豊後大野市移住者店舗等開設支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、豊後大野市補助金等交付規則（平成17年豊後大野市規則第50号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 県外から市内へ転入を届け出る者又は転入予定の者をいう。
- (2) 空き家 豊後大野市空き家バンク登録制度要綱（平成23年豊後大野市告示第191号）に基づく豊後大野市空き家バンクに登録されている空き家をいう。
- (3) 空き店舗 商業活動又は事務所の用に供されていた施設で、現に使用されていない建物をいう。
- (4) 所有者等 移住者と契約締結した売家、貸家、空き家又は空き店舗等の不動産の所有者又は管理者をいう。
- (5) 定住 将来にわたって市内に10年以上生活の拠点を置くことをいう。
- (6) 店舗等開設者 市内における空き家、空き店舗及び自宅を活用して店舗等を開設し、起業を目指す移住者をいう。
- (7) 創業計画書 豊後大野市地域雇用創造協議会又は商工団体等の支援を受けて作成された起業に係る計画書をいう。

(補助要件)

第3条 この補助金の交付は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者について行うものとする。

- (1) 移住者が県内に住所を有していない、又は移住から1年を経過していないこと。ただし、研修又は活動の後に定住が見込まれるインキュベーションファームや地域おこし協力隊等の市長が特に認める活動期間については、その期間を除外する。
- (2) 転勤、出向等職務上や大学進学等による一時的な転入でないこと。
- (3) 移住者が定住を誓約できる者であること。
- (4) 建物を賃借する移住者が改修を行う場合は、改修に対する所有者等の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除及び買取請求権の放棄について確認ができること。
- (5) 移住者と所有者等が3親等以内の親族でないこと。ただし、備品の購入及び運搬に係る補助を受ける場合を除く。
- (6) 移住者、所有者等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つものでないこと。

- (7) この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）について、当該交付年度内に完了すること。
- (8) 店舗等開設者が5年以上事業を継続する意思を有すること。
- (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）など各種関係法令を遵守して店舗等の改修を行うこと。
- (10) 市町村税を滞納していないこと。
- (11) 創業計画書に基づき事業を行うこと。

（補助対象事業及び経費）

第4条 補助対象事業は、店舗等開設者が創業計画書に基づき実施する地域経済の活性化に資する事業とする。

2 補助対象経費は、前項の事業を行うために必要な次に定める経費とする。

- (1) 空き家又は空き店舗の購入費
- (2) 新規建設費
- (3) 空き家、空き店舗又は自宅の改修費
- (4) 設備費
- (5) 備品購入費
- (6) 運搬費

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 国、県又は市の他の補助事業により実施できる事業
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある事業

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条第2項の補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を上限とする。

2 前項に掲げる補助金の交付は店舗等開設者に係る世帯につき1回限りとする。

（補助金の申請）

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、移住者店舗等開設支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 創業計画書の写し
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 同意書（様式第5号）
- (6) 事務所の所在が分かるもの（登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し等）
- (7) 改修工事等に係る見積書の写し
- (8) 空き家等の売買又は賃貸契約書の写し
- (9) 市町村税の滞納のないことの証明書
- (10) 戸籍の附表の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容について審査し、その結果について、移住者店舗等開設支援事業費補助金交付・不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更し、又は当該事業を中止しようとするときは、移住者店舗等開設支援事業費補助金変更・中止申請書（様式第7号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（完了報告）

第9条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに移住者店舗等開設支援事業費補助金完了報告書（様式第8号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 領収書
- (4) 完成写真等
- (5) 備品台帳の写し（備品を購入したとき）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（完了検査）

第10条 市長は、事業完了報告書を受理したときは、検査員をして事業の完了検査を行わせるものとする。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の完了検査に合格したときは、補助金の交付額を確定し、移住者店舗等開設支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の確定通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）を提出するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた交付決定者が補助事業完了後5年未満で事務所を市外へ移転するときは、補助金の交付決定を取消し、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第14条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は公布の日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。